



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	民法入門（平成18年度）
Author(s)	池田, 清治
Issue Date	2006-04-20T05:02:10Z
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/8395
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	learning object
File Information	11.pdf, 第11回レジュメ



契約をめぐるトラブルと不法行為 (その4)

《物権的請求権と不法行為》

11 【確認】これまでの議論とこれからの議論

a これまでの議論：取引型における紛争解決基準

取引型における紛争解決基準：契約（債務の不履行など）。

例外：契約の無効ないし取消（＝契約の限界）。

「物権的請求権」及び「不当利得（法）」（レジュメ p. 30 参照）。

b これからの議論：侵害型における紛争解決基準（ 契約）

「所有権」（物権的請求権）：渡した物、取っていった物が現にあるなら、それを返せと主張できる。

「不法行為（法）」（709 条以下）：人身損害、物損、あるいは持っていった物を消費した場合、物権的請求権ではうまく行かず、別の制度が必要。

12 物権的請求権 - 所有者は何ができるか？ -

a 【再確認】物権の意義と効力 - 債権との対比 -

物権（典型的には所有権）：天下万人に対する権利（＝誰に対しても主張可能）。

債権（たとえば「金を返せ」と請求する権利）：特定人の、特定人に対する権利（＝特定人に対してのみ主張可能）。

b 物権的請求権 - 「物権（所有権）」を認めることの必然的な帰結 -

侵害者に対する権利主張確保の必要性：所有権を認めるということは、それに対する違法な侵害を許さないということ。

物権的請求権の具体的な中味：侵害態様による。

(1) 返還請求権：勝手に持っていかれてしまった。

(2) 妨害排除請求権：使えないようにされている。

(3) 妨害予防請求権：使えなくなってしまう可能性がある。

物権的請求権の発生要件：物権の存在 + 違法な侵害（可能性）。

13 不法行為法（709条以下）

a 不法行為法の存在意義 - 不法行為法は、何故、必要か？ -

所有権（物権的請求権）の限界：物がそのまま回復可能であることが前提。

不法行為法の存在意義：人損、物損、消費等。

b 不法行為の成立要件と効果 - 原則的規定（709条）の紹介 - 一般不法行為の成立要件

（1）権利侵害（違法性）：違法な行為であること。

* 損害を発生させても、それが違法な行為でないなら、責任は発生しない。

（2）故意・過失：落ち度があること。

* 故意過失を要求する理由（=過失責任主義）：これを欠く場合、行為者は倫理的に非難できない。結果責任は行動の自由を制限し、社会を停滞させる。

（3）損害の発生：「損害」賠償である以上、損害の発生は必須。違法な行為で、故意過失があっても、損害が発生していなければ、責任は発生せず。

* 損害：目に見えない損害もありうる（精神的損害 = 慰謝料等）。

（4）行為と損害との因果関係：あれなければこれなし（事実的因果関係）。

一般不法行為の効果

（5）損害賠償責任：お金で賠償。

* 差止請求の可能性：709条では文言上困難。しかし、物権に対する侵害の場合は物権的請求権（予防）があり、人格権に基づく請求も認められる。

（6）損害賠償の範囲：無限の連鎖の切断の仕方（416条類推）。

附・特殊な不法行為（714-719条）

（1）【実例】使用者責任（715条）の特殊性：被用者に違法性と過失があれば、使用者は責任を免れない（免責規定は事実上、死文化）。

（2）特殊な扱いをする理由：報償責任・危険責任（過失責任）。

* それで儲けている（=報償責任）危険をばらまいている（=危険責任）。

14 附・不当利得法（703条以下） - 不当利得法の適用領域 -

a 取引型における不当利得法：契約の無効・取消（レジюме p. 30 参照）。

* 受け取った物、ないしはそれが形を変えたものを返す。

b 侵害型における不当利得法：物や権利の（価値）変形物に対する返還請求。

* 不法行為法との相違点：故意過失は不要（落とし物を捨てた物と勘違い、特許権があるとは知らずに侵害等）。故意過失があれば、不法行為も成立。